

1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	2	1	0	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		5	4	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	7	2	3	2
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		10	5	3	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		3	3	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		20	14	3	3	

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年7月30日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
地域振興課 文化伝承課	一般財団法人世界遺産 白川郷合掌造り保存財団	<p>平成 29 年度の公益目的支出計画実施報告書において、次のとおり会計区分ごとの収益と費用が対応していないことにより、平成 29 年度末現在の公益目的財産残額が適正なものとなっていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 財団運営事業の収益（補助金）を法人会計のみに計上しているが、費用は法人会計及び実施事業等会計に計上していた。</p> <p>2 指定管理事業の収益（指定管理料）を其他会計のみに計上しているが、費用は其他会計及び実施事業等会計に計上していた。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。</p> <p>指導事項 1 について、平成 30 年度の公益目的支出計画実施報告書において、平成 25 年度まで遡り、公益目的財産残額の修正を行った。</p> <p>具体的には、法人会計のみに計上していた財団運営事業の収益（補助金）を、実施事業会計の事務経費に応じて、財団運営事業の収益（補助金）と実施事業会計の収益（補助金）にそれぞれ計上した。</p> <p>平成 30 年度から、当該収益（補助金）について、実施事業会計分と法人会計分を適切に分けて計上することとした。</p> <p>今後も引き続き適正な会計処理に努める。</p> <p>指導事項 2 について、平成 30 年度の公益目的支出計画実施報告書において、平成 25 年度まで遡り、公益目的財産残額の修正を行った。</p> <p>具体的には、其他会計のみに計上していた指定管理事業の収益（指定管理料）を、実施事業会計の人件費に応じて、其他会計の収益（指定管理料）と実施事業会計の収益（指定管理料）にそれぞれ計上した。</p> <p>平成 30 年度から、指定管理事業の収益（指定管理料）及びその費用については、其他会計のみに計上することとした。</p> <p>今後も引き続き適正な会計処理に努める。</p>

医療福祉 連携推進課	公立大学法人岐阜県立 看護大学	<p>学生ホール食堂運營業務について、事務の執行に係る決裁が行われておらず、また、平成 24 年度に更新条項が無い契約書を取り交わして以降、「公立大学法人岐阜県立看護大学契約事務取扱規程」に定める契約書の作成が省略可能な事案として契約書を作成することなく、前記の契約書に基づき業務を実施していた。</p> <p>当該運營業務は、食堂や売店の運営を民間事業者へ委託し、運営に係る費用は受託者が負担する一方、運営に必要な施設及び備品は無償で使用させる特殊な契約であるが、事務の執行に係る決裁や契約書は、委託業務の範囲、委託料、施設管理の内容等を規定する重要な書類であるため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。</p> <p>当該業務の執行に係る事務局長決裁を行い、平成 31 年 4 月 1 日付けで食堂や売店の運営を委託している民間事業者と業務委託契約を締結し、契約書を作成した。契約は 1 年間とし、契約期間満了の 3 か月前までに申出の無い場合は自動継続とした。</p> <p>今後、同様な事例において、このようなことがないよう適正な処理を徹底する。</p>
地域産業課	公益財団法人セラミック パーク美濃	<p>平成 29 年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 28 年 3 月に取得した有形固定資産 1 件について、初年度の減価償却費を 1 か月分計上すべきところ、1 年分計上していたため、減価償却済額が 82,170 円 過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていた。 「財務諸表に対する注記」について、重要な会計方針として棚卸資産の評価基準及び評価方法を記載すべきところ、記載されていなかった。 棚卸資産の管理事務において、「絵付け体験用器類」の実地棚卸を行い期末残高を確認しているが、期中管理がされておらず、仕入数量、使用数量が把握できないなど、管理体制が十分でなかった。 	<p>平成 29 年度決算において、不適正な処理となっていた以下の事項について、平成 30 年度決算において修正されていることを確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 について、減価償却費が過大に計上されていたため、平成 30 年 12 月 1 日、総勘定元帳を次のとおり修正した。 借方 什器備品 82,170 円 貸方 過年度修正益 82,170 円 2 について、平成 30 年度決算の「財務諸表に対する注記」に、重要な会計方針として記載すべき、(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法、(2) 固定資産の減価償却の方法、(3) 引当金の計上基準を記載した。 3 について、棚卸資産として管理する「絵付け体験用器類」について、期中に仕入数量、使用数量を記録し、毎月末の実地棚卸において月末残高を管理するよう改めた。